

【参照条文】

○道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）（抄）

（旅客の禁止行為）

第二十八条 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、他人に危害を及ぼすおそれがある物品若しくは他人の迷惑となるおそれがある物品であつて国土交通省令で定めるものを自動車内に持ち込み、又は走行中の自動車内でみだりに自動車の運転者に話しかけ、その他国土交通省令で定める行為をしてはならない。

2・3（略）

○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）

（物品の持込制限）

第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んで서는ならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

- 一 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であつて、弾帯又は薬ごうに挿入してあるものを除く。）
- 二 百グラムを超える玩具用煙火
- 三 揮発油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体（喫煙用ライター及び懐炉に使用しているものを除く。）
- 四 百グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（ニトロ・セルローズを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。）
- 五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質
- 六 放射性物質等（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。）
- 七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質
- 八 高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の高圧ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）
- 九 クロロ・ピクリン、メチル・クロライド、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質
- 十 刃物
- 十一 五百グラムを超えるマッチ
- 十二 電池（乾電池を除く。）
- 十三 死体
- 十四 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物を除く。）

十五 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの

十六 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの

○旅客自動車運送事業用自動車による危険物等の運送基準を定める告示 (令和二年国土交通省告示第千四百六号)(抄)

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第五十二条の告示で定める条件は、次のとおりとする。

- 一 火薬類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの
 - イ 三百グラムを超えない猟銃雷管及び信号雷管であって、振動、衝撃等によりこれから発火するおそれのない容器に入れてあるもの
 - ロ 五百グラムを超えない信号焰管及び信号火せん
 - ハ 百グラムを超えない競技用紙雷管
- ニ 八百発を超えない競技用の公称口径二十二のヘリ打ちのライフル銃用実包及び拳銃用実包
- ホ 銃器に装填した実包及び空包(警察官、刑務官その他法令に基づき職務のため銃器を所持する者が事業用自動車内に持ち込む場合に限る。)
- 二 引火性液体にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの
 - イ 〇・五リットルを超えない引火性液体(アルコールを除く。)であって、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれがないように包装してあるもの
 - ロ ニリットルを超えないアルコールであって、漏れるおそれのないように保護されたもの
 - ハ 十キログラムを超えない引火のおそれのあるペンキ類であって、金属製容器に密閉してあるもの
- 三 セルロイド類にあっては、次の各号のいずれかに掲げるもの
 - イ 三百グラムを超えないものであって、紙箱等の電気絶縁物質により包装してあるもの
 - ロ 映画用フィルムであって、ファイバ等の不燃性電気絶縁物質製の容器に入れてあるもの(この場合において容器は、振動衝撃等によりふたが開くことがないようにしてあるものであること。)
 - ハ 映画用フィルムであって、フィルム用容器に入れ、かつ、帆布製の袋に入れてあるもの(この場合において帆布製の袋は、JES繊維三一〇一の上綿帆布八号若しくは並綿布又はこれらと同等以上の厚さ及び強度を有する帆布を使用したものであって、二重底とし、上ぶた布又は中ぶた布を付してあり、かつ、金属製品を使用していないものであること。)
- 四 二十五キログラムを超えない乾燥した状態のカーバイトであって、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの
- 五 五百グラムを超えない写真撮影用閃光粉であって、これが飛散するおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

六 腐食性物質にあつては、次の各号のいずれかに掲げるもの

イ 〇・五リットルを超えないものであつて、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

ロ 二十五グラムを超えない固体の苛性カリであつて、破損するおそれのない容器に密閉してあるもの

七 〇・五リットルを超えない液体青酸、クロロホルム及びホルマリンであつて、漏れるおそれのない容器に密閉し、かつ、容器が破損するおそれのないように包装してあるもの

八 刃物であつて、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包してあるもの

九 電池であつて、感電及び火災のおそれのないように保護されたもの

十 動物であつて、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が運送契約において事業用自動車内に持ち込むことについて同意したもの